

会社法第 791 条に規定する
吸収分割契約等に関する事後備置書類

2021 年 1 月 1 日

株式会社ヨシックス

代表取締役 吉岡 昌成 印

原本に相違ありません。

2021 年 1 月 1 日

株式会社ヨシックスと株式会社ヨシックスフーズ
との吸収分割に関する事項

愛知県名古屋市東区徳川一丁目 9 番 30 号
株式会社ヨシックス

代表取締役 吉岡 昌成

愛知県名古屋市東区徳川一丁目 9 番 30 号
株式会社ヨシックスフーズ

代表取締役 瀬川 雅人

株式会社ヨシックス（以下「分割会社」といいます。）と株式会社ヨシックスフーズ（以下「承継会社」といいます。）は、2021 年 1 月 1 日（吸収分割の効力発生日）をもって吸収分割（以下「本件分割」といいます。）をいたしました。本件分割に関する事項につき下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021 年 1 月 1 日

2. 分割会社の手続の経過

- ①本件分割は、分割会社においては会社法 784 条第 2 項に規定する簡易分割であり、本件分割に関し、会社法 784 条の 2 の規定による請求をすることができる株主は存在しません。
- ②本件分割は、分割会社においては会社法 784 条第 2 項に規定する簡易分割であり、本件分割に関し、分割会社の株主に会社法 785 条に定める株式買取請求権はありません。
- ③本件分割に関し、会社法 787 条に基づく新株予約権買取請求権を行使することができる新株予約権者は存在しません。
- ④本件分割に係る債務の承継は、重疊的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、分割会社に対して異議を申述することができる債権者は存在しません。

3. 承継会社の手続の経過

- ①会社法 796 条の 2 の規定による請求をされた株主はありませんでした。
- ②本件分割に関し、当社の株主に会社法 797 条に定める株式買取請求権を行使することができる株主は存在しません。
- ③会社法 799 条の規定により、2020 年 11 月 25 日付で官報に公告をいたしましたが、異議申述期限の 2020 年 12 月 28 日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

なお、承継会社に知れている債権者はなく、各別の催告は行っておりません。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本件分割により、承継会社は、分割会社から、本件吸収分割契約の記載に従い、飲食事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ、1,550 百万円（概算値）、1,550 百万円（概算値）です。

5. 会社法 923 条の変更の登記をした日

2021 年 1 月 4 日（予定）

6. その他吸収合併に関する重要な事項

特にありません。

以上

会社法第 791 条に規定する
吸収分割契約等に関する事後備置書類

2021 年 1 月 1 日

株式会社ヨシックス

代表取締役 吉岡 昌成 印

原本に相違ありません。

2021 年 1 月 1 日

株式会社ヨシックスと株式会社ヨシオカ建装
との吸収分割に関する事項

愛知県名古屋市東区徳川一丁目 9 番 30 号
株式会社ヨシックス

代表取締役 吉岡 昌成

愛知県名古屋市東区徳川一丁目 9 番 30 号
株式会社ヨシオカ建装

代表取締役 吉岡 裕太郎

株式会社ヨシックス（以下「分割会社」といいます。）と株式会社ヨシオカ建装（以下「承継会社」といいます。）は、2021 年 1 月 1 日（吸収分割の効力発生日）をもって吸収分割（以下「本件分割」といいます。）をいたしました。本件分割に関する事項につき下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021 年 1 月 1 日

2. 分割会社の手続の経過

- ①本件分割は、分割会社においては会社法 784 条第 2 項に規定する簡易分割であり、本件分割に関し、会社法 784 条の 2 の規定による請求をすることができる株主は存在しません。
- ②本件分割は、分割会社においては会社法 784 条第 2 項に規定する簡易分割であり、本件分割に関し、分割会社の株主に会社法 785 条に定める株式買取請求権はありません。
- ③本件分割に関し、会社法 787 条に基づく新株予約権買取請求権を行使することができる新株予約権者は存在しません。
- ④本件分割に係る債務の承継は、重疊的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、分割会社に対して異議を申述することができる債権者は存在しません。

3. 承継会社の手続の経過

- ①会社法 796 条の 2 の規定による請求をされた株主はありませんでした。
- ②本件分割に関し、当社の株主に会社法 797 条に定める株式買取請求権を行使することができる株主は存在しません。
- ③会社法 799 条の規定により、2020 年 11 月 25 日付で官報に公告をいたしましたが、異議申述期限の 2020 年 12 月 28 日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

なお、承継会社に知れている債権者はなく、各別の催告は行っておりません。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本件分割により、承継会社は、分割会社から、本件吸収分割契約の記載に従い、建装事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ、201 百万円（概算値）、201 百万円（概算値）です。

5. 会社法 923 条の変更の登記をした日

2021 年 1 月 4 日（予定）

6. その他吸収合併に関する重要な事項

特にありません。

以上